あらかわ区報

令和２年（2020年）2月1日 No.1677

主な内容

２面◆所得税の確定申告

８面◆第９回荒川区環境区民大賞表彰式

荒川区 ☎(3802)3111 FAX(3802)6262 http://www.city.arakawa.tokyo.jp/ http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

忘れず早めに税の申告を

申告期限間近は、窓口が大変混雑します。早めの申告をお願いします。 問合せ 税務課課税係 ☎内線２３１８

申告期間 2月17日㈪～3月16日㈪

住民税の申告

申告が必要な方

１月１日現在、区内に住所のある方は原則として住民税（特別区民税・都民税）の申告が必要です。平成31年・令和元年中に収入がなかった方も、税証明書の発行、国民健康保険・介護保険の保険料額の算定、児童手当の支給決定等に必要となるため、生活状況等を申告してください。

申告の必要がない方

- ▶税務署に所得税の確定申告をする方
- ▶給与収入のみの方で、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている方
- ▶公的年金収入のみの方

※医療費控除等を受ける場合は、確定申告（源泉徴収所得税がある方）または住民税の申告が必要です

会場・日時

会　場	日　時	
区役所２階税務課	２月17日㈪～３月16日㈪ 午前８時30分～午後５時15分 ※㈯・㈰・㊗等を除く。ただし、２月23日㊗、３月８日㈰は午前９時～正午に受け付けを行います ※㈪は午後７時まで（申告期間中のみ）	
南千住駅前ふれあい館	２月18日㈫・19日㈬	▶午前９時～正午 ▶午後１時～４時
日暮里区民事務所２階	２月20日㈭・21日㈮	
町屋区民事務所２階	２月25日㈫・26日㈬	
尾久ふれあい館３階	２月27日㈭・28日㈮	

※所得税の確定申告の相談は行っておりません
※郵送でも申告できます。必要事項・電話番号の記載漏れ、控除証明書の添付漏れがないように注意してください

申告に必要なもの

- ▶**申告書** ※昨年申告した方等へ２月上旬に送付するほか、区役所２階税務課、各区民事務所でも配布します
- ▶**個人番号確認書類**…マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
- ▶**本人確認書類**…マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの書類（持っていない場合は、健康保険証や年金手帳等を２点）
- ▶**収入の証明書等**…平成31年・令和元年中の給与所得に関する源泉徴収票、支払者の証明書等
- ▶**各種控除の証明書等**…平成31年・令和元年中に支払った国民年金保険料・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、医療費控除の明細書、学生証等
- ▶**印鑑**

２面で、申告する際の注意点・税制改正・所得税の確定申告等についてお知らせします

▶令和2年度の申告期間を迎えるにあたって

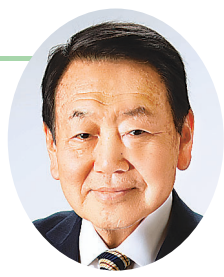

荒川区長
西川 太一郎（にしかわ たいいちろう）

日本国憲法第92条に規定されている「地方自治」には、地域のことは住民の意思に基づき、地方自治体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくという意味が込められています。その地方自治を実現するための財源となるのが「税」です。

税は、より良い地域社会を築いていくために、私たち皆が社会の構成員として応分に負担を分かち合うものです。税のあり方を考えることは、これからの荒川区の姿を考えることに通じます。

このように考える中で、区民の皆様による期間内申告及び納期内納税により、平成30年度決算の特別区税の収入額が過去最高を更新し、約175億5千万円となりましたことに、深く感謝申し上げます。

私は、税について区民の皆様と一緒に考えることを通じて、区民の皆様の幸せと笑顔を一つでも増やすことができるように、子育て環境の整備や健康・福祉施策の充実、防災まちづくりの推進、地域経済や文化の活性化等、さまざまな課題の解決に取り組み、全力で区政運営にまい進して参ります。

２月より令和２年度の申告期間を迎えます。区民の皆様におかれましては、引き続き期間内申告及び納期内納税等へのご理解とご協力をお願い申し上げます。